平成２６年（フ）第２１８号
熊本市東区新生１丁目８番１号　Ｂ―６号
債務者　春田　隆司
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙山　悦子
4　破産債権の届出期間　平成26年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年８月11日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年８月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１６３号
川崎市川崎区京町１丁目17番13号　ＫＯＲＣハイム103
債務者　武田富士子
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　正男
4　破産債権の届出期間　平成26年７月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年８月26日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第７９号
北海道帯広市西17条北２丁目37番17号
債務者　谷地　修子
1　決定年月日時　平成26年６月４日午前10時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸谷　　誠
4　破産債権の届出期間　平成26年７月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月４日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第１６７号
静岡市駿河区高松3414番地アイクラシエ高松、旧住所静岡市駿河区西中原１丁目１番704号
債務者　大谷　　保
成年後見人　大谷　　守
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤みさ子
4　破産債権の届出期間　平成26年７月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月３日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２４１号
住居所不明、最後の住所熊本市本荘２丁目７番１号
債務者　不在者　松村キミ子
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下山　和也
4　破産債権の届出期間　平成26年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月３日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２２号
栃木県小山市大字横倉新田314番地11
債務者　波多眞志子
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野民樹子
4　破産債権の届出期間　平成26年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月５日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第２２８号
相模原市中央区共和１丁目８番３号　ＢビレッジⅡ201
債務者　榎本　孝臣
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗山　博史
4　破産債権の届出期間　平成26年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月８日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３４６号
東京都多摩市永山４丁目２番地19―103
債務者　小林　明雄
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　芳乃
4　破産債権の届出期間　平成26年７月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月８日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３７０号
東京都立川市上砂町５丁目75番地の２上砂マンション304号
債務者　上村　健史
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤沼　康弘
4　破産債権の届出期間　平成26年７月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月８日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１７３号
静岡県浜松市中区小豆餅３丁目11番11号
債務者　武田　守仁
1　決定年月日時　平成26年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小髙　譲二
4　破産債権の届出期間　平成26年７月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月９日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３７２号
東京都青梅市富岡２丁目690番地
債務者　竹村　康江
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　番場　弘文
4　破産債権の届出期間　平成26年７月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月24日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１３１号
新潟市西区小針上山11番５号
債務者　永井　憲一
1　決定年月日時　平成26年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石山　正彦
4　破産債権の届出期間　平成26年７月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月20日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３０２号
広島市西区庚午北１丁目12番10号
債務者　関内　英嗣
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　兒玉　浩生
4　破産債権の届出期間　平成26年７月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月５日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第９２号
愛知県豊田市寿町４丁目49番地１　真栄マンション寿町101号、前住所愛知県豊田市大林町17丁目６番地10　リバトーン風詩回廊407号
債務者　伊藤　佳典
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係